

この受付票を記入して市役所にお越しいただきましたら、裏面で御案内している福祉分野の各窓口でのみ御提示ください。

複数窓口を訪ねるときは、混雑していない窓口から手続きをお済ませください。

※受付票に記入した情報は、裏面で御案内している福祉分野の各窓口で共有されます。

# 受付票

## 1 亡くなられた方

フリガナ	
氏名	
住所	(郵便番号 - ) <input type="checkbox"/> 愛知県岡崎市
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 (いずれかに○) 年 月 日
亡くなられた日	令和 西暦 年 月 日
亡くなられた方の世帯主氏名	世帯主本人が亡くなられた場合、新世帯主氏名

## 2 届出人 (市役所・支所に来られる方)

フリガナ			
氏名			
住所	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同じ <input type="checkbox"/> 別の住所 (県外の方は都道府県から御記入ください) (郵便番号 - ) 都・道・府・県 市		
亡くなられた方から見た続柄 (いずれかに○)	夫・妻・子・その他 ( )	日中つながる連絡先	自宅携帯

## 市役所記入欄 (こちらは記入不要です。)

受付日	宛名番号	備考欄
受付課	医 国 長 介 障 子 支 ( )	
本人確認	免 個 在留 障 療 パ 保険証 ( ) 年金 預 他 ( )	
支所処理欄	返却 (後 国 介 印) 葬 (後 国) 児	
	証添付 (有 無)	

御家族の皆様の御傷心を拝察し、心からお悔やみ申し上げます。  
お亡くなりになられた際、お持ちだった資格ごとに必要な手続きが  
ございます。

主な手続きについて、この御案内にまとめました。

心身共に大変な時かと存じますが、期限が定められているものも  
ございますので、お早めに手続きをお願いいたします。

なお、最終ページの「受付票」を市役所・支所にお越しいただく前  
に御記入ください。

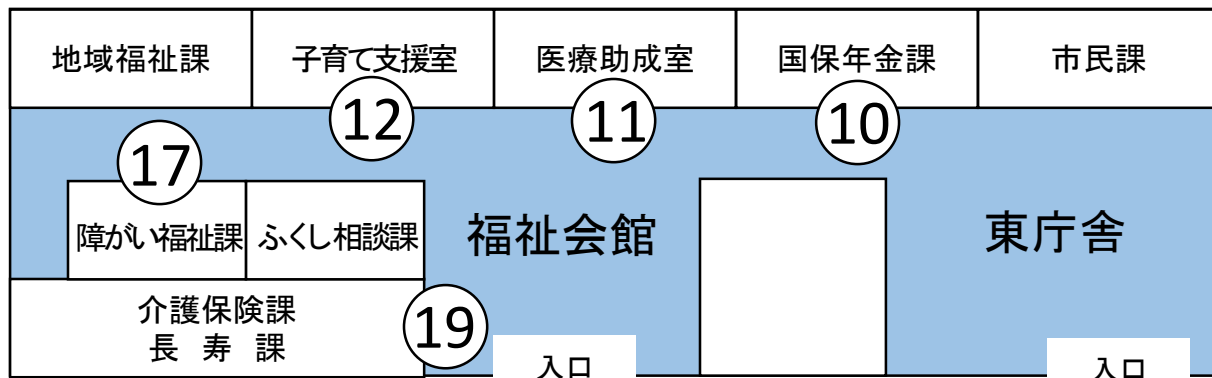
## 岡崎市役所・支所の御案内 (受付時間：平日 8：30～17：15)

次ページ以降で御案内する福祉分野の手続きについては、下図のフロア案内を参照してください。  
下図の丸囲み番号は次ページの窓口番号と一致します。

**市役所** 電話(代表)0564-23-6000 (以降、市外局番は省略しています)

### 福祉会館1階・東庁舎1階フロア案内

※福祉会館1階と東庁舎1階は、つながっています。



### 支所

岡崎支所 (シビックセンター2階・羽根町) … 51-1578  
大平支所 (大平町) … 22-0174      東部支所 (山綱町) … 48-2921  
岩津支所 (西蔵前町) … 45-2511      矢作支所 (矢作町) … 31-3201  
六ツ美支所 (下青野町) … 43-2500      額田支所 (檜山町) … 82-3100

### 電話一覧

※支所で手続き可能なものは次ページ以降で **支所可** で表示しています。

### ●御注意ください●

- ・ 市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税に関する手続きの御案内は、別紙「お亡くなりになられた際の手続きの御案内(市税版)」(緑色の御案内)で御確認ください。
- ・ 福祉、税以外の手続きについては黄色の御案内で御確認ください。
- ・ 次ページ以降で ☎ が表示されている手続きは、事前に届け出先へお問い合わせください。

このページは、福祉分野に関連する主な手続きを示します。亡くなられた方に該当する手続きが分かりましたら、右ページの持参していただくものをお持ちください。該当する分野が分からないときや事前に確認したいことがありましたら、各窓口もしくは連絡先等へお問い合わせください。

### 担当課等・連絡先

※丸囲み番号は窓口番号です。  
(裏面フロア案内参照)

## 福祉分野

## 主な手続き

### 後期高齢者医療 (75歳～) 各種医療受給

- 後期高齢者医療保険  
葬祭費の請求
- 後期高齢者福祉医療資格喪失届
- 障がい者医療資格喪失届
- 子ども医療資格喪失届
- 母子家庭等医療資格喪失届

東庁舎 1階 ⑪へ  
電話 23-6841 (医療助成室)

東庁舎 1階 ⑪へ  
電話 23-6148  
(医療助成室)

### 国民健康保険 (～74歳)

- 国保喪失届・葬祭費の請求

東庁舎 1階 ⑩へ  
電話 23-6167  
(国保年金課)

※お勤め先の健康保険に加入の場合、お勤め先へ手続き方法を御確認ください。

### 国民年金

- 国民年金一時金請求
- 年金受給者未支給年金請求

東庁舎 1階 ⑩へ  
電話 23-6171  
(国保年金課)

### 高齢者 介護保険

- 介護保険被保険者証返納
- 在宅ねたきり高齢者等見舞金資格喪失届
- 緊急通報システム資格喪失届

福祉会館 1階 ⑲へ  
電話 23-6647  
(介護保険課)

福祉会館 1階 ⑲へ  
電話 23-6147  
(長寿課)

### 障がい者

- ・身体障がい者手帳・療育手帳返還届
- ・精神障害者保健福祉手帳返還届
- ・障がい者福祉関係手当資格喪失届
- ・障がい福祉サービス支給辞退届
- ・自立支援医療費受給者証返納届

福祉会館 1階 ⑰へ  
電話 23-6154・23-6853  
23-7674・23-6180  
(障がい福祉課)

### 難病患者等

- ・特定医療費(指定難病)返還届
- ・特定疾患医療給付事業受給者票変更届出書
- ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業  
受給者票返納届出書

### 子ども

- 児童手当 未支払分の請求
- 遺児手当 受給資格者死亡届  
未支払分の請求
- 児童扶養手当 受給資格者死亡届  
未支払分の請求

東庁舎 1階 ⑫へ  
電話 23-6628・23-6150  
(子育て支援室)

## 手続きの際にお持ちください

- ・届出人と新世帯主のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード、本人確認書類
- ・亡くなられた方のマイナンバーカード又は通知カード

※亡くなられた方の、マイナンバーカード・通知カード・印鑑登録証(カード)・住民基本台帳カードの返却は不要です。

### ○後期高齢者医療保険・各種医療受給

手続きについて	資格の種類	必要な届出	持参するもの	届出先(電話問合せ先)
2年以内 支所可	後期高齢者医療被保険者(75歳以上の方)	葬祭費の請求(持ちもの右欄1~3)	1 被保険者証 2 喪主の預金通帳 3 会葬礼状または領収書	医療助成室 高齢者医療係 23-6841 東庁舎1階 ⑪番窓口 又は各支所
14日以内 支所可	・後期高齢者福祉医療費受給者 ・障がい者医療費受給者 ・子ども医療費受給者	資格喪失届	医療費受給者証	医療助成室 福祉医療係 23-6148 東庁舎1階 ⑪番窓口
14日以内	母子家庭等医療費受給者			

### ○国民健康保険・国民年金

手続きについて	資格の種類	必要な届出	持参するもの	届出先(電話問合せ先)
14日以内 支所可	・国民健康保険被保険者(0歳~74歳の方) ・擬制世帯主(国保被保険者の属する世帯の世帯主で国保被保険者でない者)	国保喪失届(持ちもの右欄1)	1 国民健康保険証 2 喪主の預金通帳 3 会葬礼状または領収書	国保年金課 資格係 23-6167 給付係 23-6169 東庁舎1階 ⑩番窓口 又は各支所
2年以内 支所可		葬祭費の請求(擬制世帯主除く)(持ちもの右欄1~3)		
2年以内 (年金事務所へ)	国民年金被保険者(1号のみ)(原則20歳~59歳の方)	・死亡一時金請求 ・遺族・寡婦等の年金請求	手続きによって持参するものが変わりますので、窓口にて案内させていただきます。	国保年金課 窓口年金係 23-6171 東庁舎1階 ⑩番窓口
5年以内 (年金事務所へ)	国民年金(障害基礎・遺族基礎・寡婦)受給者	未支給年金請求		
※上記以外の年金を受給されている方は、年金事務所(朝日町3丁目9)での手続きになります。			岡崎年金事務所 ☎ 23-2637 へお問合せください。	岡崎年金事務所 (予約受付専用) 0570-05-4890

### ○高齢者・介護保険

手続きについて	資格の種類	必要な届出	持参するもの	届出先(電話問合せ先)
支所可	介護保険被保険者	被保険者証返納	介護保険被保険者証	介護保険課 保険料係 23-6647 福祉会館1階 ⑨番窓口 又は各支所
	介護(予防)サービス利用者	口座振替変更依頼申出書	介護給付費償還金の未支給分がある場合は、相続人の預金通帳	介護保険課 給付係 23-6682 福祉会館1階 ⑨番窓口
	・在宅ねたきり高齢者等見舞金 ・緊急通報システム 等	受給資格喪失届	見舞金の未支給がある場合は、相続人の預金通帳	長寿課 地域支援係 23-6147 福祉会館1階 ⑨番窓口

### ○障がい者・難病患者等

手続きについて	資格の種類	必要な届出	持参するもの	届出先(電話問合せ先)
お早めに	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	手帳返還届	各手帳	障がい福祉課 障がい1係 23-6154 障がい2係 23-7674 23-6180 福祉会館1階 ⑦番窓口
	・自立支援医療費受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者 ・特定疾患医療給付事業受給者 ・先天性血液凝固因子障害等治療研修事業受給者	受給者証返納届 受給者証返還届	自立支援医療費受給者証 特定医療費受給者証	
14日以内	特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当、心身障がい者福祉扶助料、県在宅重度障がい者手当	資格喪失届	未払い手当がある場合は配偶者等の預金通帳	
お早めに	障がい福祉サービス受給者	支給辞退届出書	障がい福祉サービス受給者証	障がい福祉課 審査給付係 23-6853 福祉会館1階 ⑦番窓口

### ○子ども

手続きについて	資格の種類	必要な届出	持参するもの	届出先(電話問合せ先)
15日以内	児童手当	未支払分の請求(持ちもの右欄1)	1 支給対象児童のうち年長者の預金通帳 2 死亡日の記載された戸籍謄本または戸籍抄本	子育て支援室 手当給付係 23-6628 23-6150 東庁舎1階 ⑫番窓口
お早めに	・遺児手当 ・児童扶養手当	・受給資格者死亡届 ・未支払分の請求(持ちもの右欄1・2)		